委員会審査

委員会に付託された議案等について審査を行いました。

総務文教委員会

委員長　矢間　一義

■大洲市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

説明　行政内部では得難い特定専門分野における高度な知識や経験を有する者を5年以内、また、新しい施策の立ち上げに伴い、業務の増加を見込む場合などについては3年以内の任期を定めて職員を採用するものである。

審査結果　原案可決

■大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬に関する条例の一部改正について。

説明　市三役等の給与カットに倣い、市職員のうち管理職職員の管理職手当の20%をカットする。対象の職員は約250人となり、平成20年3月31日までに約4千万円の削減効果を見込んでいる。

審査結果　原案可決

■大洲市毛利記念館条例等の一部改正について

説明　公の施設の管理について、地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が導入され、民間事業者等においても施設の管理者となることができることになっている。施設の管理が条例上委託となっていたことに伴い、委託の項目を削除する。

審査結果　原案可決

問　雨漏り等の修繕が必要な場合、修繕するのは市なのか管理者なのか。

答　施設毎に指定管理者と協定を結ぶため、その協定の中で修繕の負担割合等が盛り込まれることになる。

審査結果　原案可決

企画財政委員会

委員長　村上　常雄

■大洲市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

説明　市民の皆さんが市に対して各種の申請や届出等を行う場合、今までの書面による手続きに加えて、自宅でパソコンからオンラインシステムを利用した手続きもできるように条例化を図るものである。今年の5月下旬からの運用開始予定。今回利用できるようになる22種類の手続きの内、住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請など21種類には住基カードによる電子署名は不要であるが、印鑑登録・廃止届については電子署名が必要となる。

審査結果　原案可決

■大洲赤煉瓦館の運営方法の見直しについて

説明　おおず赤煉瓦館二階の喫茶室は売上げ額は横ばいではあるが、収支は最近マイナスの状態が続いている。肱南憩いの里油屋、あさもやの四季の窓など同じ飲食店が重複している状態であり、厳しい財政事情の中考慮した結果、喫茶店は閉店し、4月からは自販機を設置して誰もが気軽に利用できる休息スペースや展示、ワークショップなどを随時開催できる場所として利用を図っていきたいと考えている。

市民福祉委員会

委員長　向井　敏憲

■介護保険条例の一部改正について

説明　介護保険料については、3年に一度改定することになっており、今回は平成18年度から20年度の保険料を設定するとともに、低所得者対策のため、その区分を5段階から6段階に細分化するものである。なお、月額の保険料基準額は今年度まで旧市町村ごとに据え置きであったが、平成18年度からは3、745円に統一しようとするものである。

問　河辺地区においては大幅な負担増となるが、段階的に引き上げていく等の措置は考えられなかったか。

答　合併協議の中で急激な負担増加を緩和するため、第2期計画中は旧市町村毎の保険料を適用し、第3期から統一をするということで調整を行ってきた。制度上、保険料額は原則その計画期間である3年間は定額となっており、段階的に上げていくことは困難である。

審査結果　原案可決

■大洲市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例について

説明　障害者自立支援法の成立に伴い、平成18年10月以降に障害福祉サービスを受ける場合には、審査会において、区分1から6の認定を受けることが要件となるため、当委員会を設置しようとするものである。また、委員構成は身体障害、知的障害及び精神障害の関連分野から各1名と医師1名、医療・保健・福祉関係者1名の5名を予定。

審査結果　原案可決

建設農林委員会

委員長　宮本　増憲

■市営住宅の管理について

問　耐震強度の確認、シロアリの対応、今後の老朽化した住宅の維持管理について問う。

答　耐震強度については、昭和56年から新耐震設計法により構造計算が行われるようになっており、これ以降に建てた公営住宅は建築確認の際に県の構造チェックを受けてい